

山梨県スキー連盟褒賞規程

(目的)

第1条 山梨県スキー連盟会長は、本連盟の事業遂行または県スキー界に貢献した個人並びに団体を表彰する。

(褒賞の種類)

第2条 褒賞は次の3種類のいずれかによってこれを行う。

- 1 特別表彰状
- 2 賞 状
- 3 感 謝 状

(表彰状授与の選定基準)

第3条 本連盟の会員および加盟団体がつぎの各号に該当するときは、表彰状を授与してこれを表彰することができる。

- 1 本連盟に加盟してから満30年を経過した団体で、スキーの健全な普及発展のための事業を継続していること。
- 2 多年にわたり(10年以上)本連盟の役員としてその職務に精励したものの。
- 3 その他、著しい功績もしくは善行があり他の模範として推奨すべきもの。

(表彰授与の選定基準)

第4条 本連盟が主催する競技会等に参加し、優秀な成績をおさめ、次の各号の一つに該当するときは賞状を授与してこれを表彰する。

- 1 山梨県スキー選手権大会の各種目の入賞者
- 2 前項のほか、各種競技会において入賞し特に優秀な成績をおさめたもの

(感謝状授与の選定基準)

第5条 部外者または部外団体が本連盟の事業に著しく貢献したときは、感謝状を授与しこれを表彰することができる。

(副賞)

第6条 1 表彰を行うにあたって、副賞を授与することができる。
2 前項に定める副賞は、そのつど理事会にはかり決定する。

(褒賞の申請)

第7条 加盟団体長は、団体もしくは所属会員が本規程第3条もしくは第5条に定めた選定基準に該当すると認めるときは、その理由を明示して表彰を申請することができる。

(褒賞の決定)

第8条 1 褒賞の決定は、前条の申請に基づき、理事会において審議のうえ決定する。
2 褒賞の時期は、理事会において決定する。

(補則)

第9条 本規程は、平成9年 月 日によりこれを施行する。